

## 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用について

内閣府民間資金等活用事業推進室

平成26年4月25日に実施方針が公表された「仙台空港特定運営事業」は、株式会社民間資金等活用事業推進機構の支援対象となります。

### 1. 株式会社民間資金等活用事業推進機構について

昨年10月、株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、政府と民間の出資により設立された。

機構は、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として収受する事業（以下「特定選定事業」という。）を行う民間事業者を対象として出融資等による資金支援を行うことを主たる業務としており、その支援対象としては、例えば、空港、上水道、下水道、道路等の分野が想定される。

特定選定事業の普及のため、政府は機構と連携しつつ、その積極的な活用を図ることとされている。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針の変更について（抜粋）

平成25年9月20日

閣議決定

#### 七 株式会社民間資金等活用事業推進機構に関する基本的な事項

- 1 株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給により、我が国におけるインフラ投資市場の整備の促進等を行うことを目的として設立されるものであり、当該目的の達成に向け、関係法令を遵守しつつ、その能力を最大限発揮するよう努めるとともに、政府との緊密な連携を図ることが必要である。
- 2 政府は、投資方針や支援決定後の状況等について報告させるなど機構の適切な運営の確保を図るものとする。また、政府は、特定選定事業の普及に資するため、機構と連携しつつ、案件形成や事業化の促進を図るとともに、地方公共団体に対する情報提供や案件形成支援を行うものとする。

### 2. 特定選定事業に係る機構の出融資等の取扱について

提案者（入札参加者）は、事業者選定プロセスにおいて、自らの責任において機構の出融資を利用することを前提として提案（応募）することができる。ただし、提案者（入札参加者）は、出融資等について必ず機構に相談する必要はなく、あくまで提案者（入札参加者）の判断となる。

なお、機構の支援決定は、支援基準に則り民間資金等活用事業支援委員会が判断を行うため、機構の出融資等が確約されたものではなく、機構の出融資の詳細、条件等については、提案者（入札参加者）が直接機構に問い合わせされたい。

（連絡先）

内閣府民間資金等活用事業推進室 (<http://www8.cao.go.jp/pfi/index.html>)

TEL : 03-6257-1654

株式会社民間資金等活用事業推進機構 (<http://www.pfipci.co.jp/>)

TEL : 03-6256-0071